千葉市伝統的工芸品産業後継者養成事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　市長は、伝統的工芸品産業の振興を図るため、伝統的工芸品の製作者が行う後継者養成事業に要する経費について、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和６０年千葉市規則第８号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、当該伝統的工芸品の製作者に対し補助金を交付する。

（定義）

第２条　この要綱において、「伝統的工芸品」とは、千葉県伝統的工芸品産業振興対策要綱（昭和５９年９月１１日施行）第３条の規定により千葉県知事より指定を受けたものをいう。

（補助事業者）

第３条　補助金の交付の対象となる者は、本市に住所を有する伝統的工芸品の製作者とする。

（経費及び補助額）

第４条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の経費及び補助額は、別表のとおりとする。

（交付の申請）

第５条　規則第３条の規定により補助金の交付の申請をしようとするときは、市長が別に定める期日までに千葉市伝統的工芸品産業後継者養成事業補助金交付申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

（交付の条件）

第６条　規則第５条の規定により付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画を変更する場合には、あらかじめ、市長の承認を受けること。

（２）補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ、市長の承認を受けること。

（３）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかに、市長に報告し、その指示を受けること。

（４）その他市長が必要と認める事項

（交付決定通知）

第７条　規則第６条の規定による通知は、千葉市伝統的工芸品産業後継者養成事業補助金交付決定通知書（様式第２号）のよるものとする。

（変更等の承認申請書）

第８条　第６条第１号又は第２号の規定により承認を受けようとするときは、千葉市伝統的

工芸品産業後継者養成事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

（状況報告）

第９条　規則第１０条の規定により状況報告しようとするときは、補助金の交付の決定に係る年度の１２月１日現在の状況について作成した千葉市伝統的工芸品産業後継者養成事業状況報告書（様式第４号）を市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第１０条　規則第１２条により報告しようとするときは、市長が別に定める期日までに千葉市伝統的工芸品産業後継者養成事業実績報告書（様式第５号）を市長に提出しなければならない。

（額の確定通知）

第１１条　規則第１３条の規定による通知は、千葉市伝統的工芸品産業後継者養成事業補助金額確定通知書（様式第６号）によるものとする。

（交付の請求）

第１２条　規則第１６条第１項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市伝統的工芸品産業後継者養成事業補助金交付請求書（様式第７号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消通知）

第１３条　規則第１７条第３項において準用する第６条の規定による通知は、千葉市伝統的工芸品産業後継者養成事業補助金交付決定取消通知書（様式第８号）によるものとする。

（返還命令）

第１４条　規則第１８条第１項又は第２項の規定による返還命令は、千葉市伝統的工芸品産業後継者養成事業補助金返還命令書（様式第９号）によるものとする。

附　則

この要綱は、平成５年４月１日から施行し、平成５年度分の予算に係る補助金から適用する。

附　則

この要綱は、令和４年１月１日から施行し、平成５年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表

経費	補助金
後継者養成事業に要する経費（研修費（研修講師謝金及び養成費（伝統的工芸品の県指定者における養成期間中の賃金相当額とする。））及び教材費に限る。）	当該経費の３分の２以内の額。 ただし、６０万円を限度とする。

伝統的工芸品産業後継者養成事業の運用について

１　後継者の範囲

補助の対象となる後継者は、おおむね年齢１８歳以上５０歳未満の者であって、当該伝統的工芸品の製作技術、技法を承継して、当該伝統工芸品の製作を職業とする意思と能力を有する者とする。

２　後継者養成事業の中止の範囲

対象後継者又は事業主の病気、死亡等によって、当該養成事業を中止するような場合とする。

３　補助金の返還

（１）補助金を返還させる場合

対象後継者が、自己の都合によって、養成訓練を中止したようなとき。

（２）補助金を返還させない場合

ア　対象後継者又は事業主（工芸品製作者）の死亡によって、養成訓練が中止となったとき。

イ　後継者養成事業は、３ヶ年を限度として行うが、各年度の同事業が完了しているとき。

４　養成訓練日数等

おおむね年間９０日以上の養成訓練を必要とする。なお、１日とは４時間以上の訓練とする。

５　補助金のうち、養成費の基準、限度額

（１）事業主の支払賃金を基礎として、年間１５０日以内、１日当り７、３３０円を限度とする。

（２）　養成費を締める比率は、おおむね９割以内とする。

様式第１号

年　　月　　日

千葉市伝統的工芸品産業後継者養成事業補助金交付申請書

（あて先）千葉市長

住　　所
氏　　名　　㊞
電話番号

　　年度において、次のとおり千葉市伝統的工芸品産業後継者養成事業を実施したいので、千葉市補助金等交付規則第３条の規定により関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

１　補助事業の目的及び内容
　別紙の補助事業計画書のとおり
２　補助事業に要する経費及び補助金交付申請額
　補助事業に要する経費　　円
　補助金交付申請額　　円

別紙

補　助　事　業　計　画　書

１　事業実施者名及び後継者として養成される者の氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　事業目的

伝統的工芸品製作者の後継者養成

３　事業内容及び経費の配分

（１）事業内容

実施工芸品名	
事業実施方法	
実施（委託）機関	
実施予定場所	
実施予定期間	開始予定日 完了予定日

（２）経費の配分

経費区分	補助事業に要する経費	負担区分		備考
		補助金申請額	事業主負担額	
研修費				
講師謝礼				
養成費				
教材費				

様式第２号

千葉市指令　　第　　号

住　所
氏　名　　様

千葉市伝統的工芸品産業後継者養成事業補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった当該事業補助金を次のとおり決定したので、千葉市補助金等交付規則第６条の規定に基づき通知します。

年　　月　　日

千葉市長　　印

１　補助金額　　金　　円
２　交付条件
（１）補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画を変更する場合には、あらかじめ、市長の承認を受けること。
（２）補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ、市長の承認を受けること。
（３）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかに、市長に報告し、その指示を受けること。
（４）補助金事業が完了したときは、直ちに千葉市伝統的工芸品産業後継者養成事業実績報告書（様式第５号）を提出してください。

（審査請求等について）
１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提訴することができます。

様式第３号

年　　月　　日

千葉市伝統的工芸品産業後継者養成事業変更（中止・廃止）承認申請書

（あて先）千葉市長

住　　所
氏　　名　　㊞
電話番号

年　　月　　日付け千葉市指令　　第　　号により交付決定のあった千葉市伝統的工芸品産業後継者養成事業を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、千葉市伝統的工芸品産業後継者養成事業補助金交付要綱第８条の規定により申請します。

１　変更（中止・廃止）の理由

２　変更の内容

（１）事業の内容

変　　更　　前	変　　更　　後

（2）経費の配分

経費区分		補助事業に要する経費		負担区分			
				補助金額		事業主負担額	
変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後

様式第４号

年　　月　　日

千葉市伝統的工芸品産業後継者養成事業状況報告書

（あて先）千葉市長

住　　所
氏　　名　　㊞
電話番号

　　年　　月　　日付け千葉市指令　　第　　号により交付決定のあった千葉市伝統的工芸品産業後継者養成事業の　　年１２月１日現在の遂行状況を千葉市補助金等交付規則第１０条の規定により次のとおり報告します。

１　経費の執行状況

実施事業の内容	事業に要する経費	執　行　済　額	未　執　行　額
計			

様式第５号

年　　月　　日

千葉市伝統的工芸品産業後継者養成事業実績報告書

（あて先）千葉市長

住　　所
氏　　名　　㊞
電話番号

　　年　　月　　日付け千葉市指令　　第　　号により交付決定のあった千葉市伝統的工芸品産業後継者養成事業について、千葉市補助金等交付規則第１２条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

１　事業の内容

２　補助金支出表　　別紙のとおり
３　添付書類
（１）後継者養成事業実施計画書
（２）後継者養成事業実施報告書

別紙

千葉市伝統的工芸品産業後継者養成事業補助金支出表

経費区分	補助事業に要した経費	負担区分		備考
		補助金額	事業主負担額	
研修費				
講師謝金				
養成費				
教材費				
計				

様式第６号

千葉市達　　第　　号

住　所
氏　名　　様

千葉市伝統的工芸品産業後継者養成事業補助金額確定通知書

年　　月　　日付け千葉市伝統的工芸品産業後継者養成事業実績報告書により　　年度の当該事業補助金額を次のとおり確定したので、千葉市補助金等交付規則第１３条の規定により通知します。

年　　月　　日

千葉市長　　印

１	補助金の交付決定額	円
２	補助事業の経費精算額	円
３	補　　助　　率	
４	補助金の確定額	円

（審査請求等について）

１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提訴することができます。

様式第７号

年　　月　　日

千葉市伝統的工芸品産業後継者養成事業補助金交付請求書

（あて先）千葉市長

住　　所
氏　　名　　㊞
電話番号

年　　月　　日付け千葉市達　　第　　号千葉市伝統的工芸品産業後継者養成事業補助金額確定通知書により確定した補助金の交付について、千葉市補助金等交付規則第１６条第１項の規定により請求します。

記

１　補助金交付請求額　　金　　円

２　添　付　資　料　　（１）補助金額確定通知書の写し
（２）その他市長が必要と認めた書類

様式第８号

千葉市達　　第　　号

住　所
氏　名　　様

千葉市伝統的工芸品産業後継者養成事業補助金交付決定取消通知書

年　　月　　日付け千葉市指令　　第　　号により通知した千葉市伝統的工芸品産業後継者養成事業補助金交付決定の全部（一部）を次のとおり取消したので、千葉市補助金等交付規則第１７条第３項において準用する第６条の規定により次のとおり通知します。

年　　月　　日

千葉市長　　印

１　補助事業名
２　補助金の交付決定額　　円
３　取消額　　円
４　取消後の交付決定額　　円
５　取消の理由

（審査請求等について）

１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提訴することができます。

様式第９号

千葉市達　　第　　号

住　所
氏　名　　様

千葉市伝統的工芸品産業後継者養成事業補助金返還命令書

千葉市補助金等交付規則第１８条第２項の規定により、次のとおり返還を命じます。

年　　月　　日

千葉市長　　印

１　補助事業名
２　補助金の交付決定額　　円
３　補助金の交付確定額　　円
４　返還すべき金額　　円
５　返還期限　　年　　月　　日
６　返還を命ずる理由
７　返還方法

（審査請求等について）

１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提訴することができます。